

守山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和4年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月28日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 新 野 富美夫

財政的援助団体等（財政援助団体） 監査結果報告書

1 対象団体

守山市まちづくり人権教育推進協議会
（事務局 総合政策部人権政策課）

2 市所管課

総合政策部人権政策課

3 実施日時

令和5年2月16日（木）午後1時10分から1時57分まで

4 実施場所

監査委員室

5 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、令和3年度および令和4年度において当該団体に交付した「守山市まちづくり人権教育推進協議会運営事業費負担金」が、目的および要件に適合し、かつ有効に執行されているかどうかなどを主眼とし、監査資料（令和4年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

6 監査結果

負担金対象事業については、当該協議会が行う啓発に要する経費として執行され、事業完了後に残額が生じる場合は、市にその残額が返還されることになっている。監査対象年度の令和3年度においても残額が生じたため、市に返還されていた。事務処理については、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、当日口頭にて指導した軽易な事項等については、記述を省略した。

(1) 対象団体について

守山市まちづくり人権教育推進協議会は、「人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり」（第5次守山市総合計画・施策の大綱）の実現のため、人権・同和問題に関する市民の意識傾向および部落差別をはじめとする様々な差別の実態を踏まえ、差別解消に向けた教育および啓発に取り組まれている任意団体である。具体的には、5つの部会活動を中心に、日常生活の中で人権を認め合い、あらゆる立場の人を思いやる心を育てていくための多様な活動を積極的に展開されている。（5つの部会とは、居住地活動部会、各種団体活動部会、企業・事業所部会、人権擁護活動部会、啓発教材部会である。）

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア 対象団体

特に見受けられなかった。

イ 市所管課

特に見受けられなかった。

以上